

【機密性 2】

令和 7 年度裁判官研修実施計画

令和 7 年 1 月

司法研修所

目 次

第1 合同研修	1
1 判事・判事補の研修	1
(1) 裁判系	1
ア 基礎	1
(ア) 民事分野	
(イ) 刑事分野	
(ウ) その他	
イ 基本	2
(ア) 民事分野	
(イ) 刑事分野	
(ウ) 家裁分野	
(エ) その他	
ウ 実務	3
(ア) 民事分野	
(イ) 刑事分野	
(ウ) 家裁分野	
エ 専門	4
(ア) 民事分野	
(イ) 刑事分野	
(ウ) 家裁分野	
(エ) その他	
(2) 導入系	6
ア 年次	6
イ ポスト	7
ウ 役割	7
(3) 基盤系	8
2 簡易裁判所判事の研修	9
(1) 裁判系	9
(2) 導入系	9
3 調停官の研修	9
第2 個別研究	10
1 司法研究	10
2 ミニ研究会	10
3 各種調査・研究	10
第3 派遣型研修	11
1 判事補	11

2 判事又は特例判事補	11
3 判事	11

※立法の動きや裁判所を取り巻く諸情勢の急激な変化に対応し、機動的かつ臨機応変に研修を実施するとの趣旨を踏まえ、必要に応じて、表記の研修のほか、新たな研修を企画・実行することも検討する。
※なお、「人員」は現時点での目安であり、企画内容等に応じて変動可能性がある。

第1 合同研修

1 判事・判事補の研修

(1) 裁判系（事件の分野別の研修）

ア 基礎（主たる対象者は、左陪席）

(ア) 民事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
1	医療基礎研究会1	8.2.9(月) ～ 2.10(火)	2日	司法研修所	80	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補。 人員は、医療実務研究会1と合計した人数である。
2	医療基礎研究会2	8.2.12(木) ～ 2.13(金)	2日	司法研修所等	50	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補。 人員は、医療実務研究会2と合計した人数である。
3	行政基礎研究会	7.9.24(水) ～ 9.26(金)	3日	司法研修所	60	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補。 人員は、行政実務研究会と合計した人数である。
4	知的財産権基礎研究会	7.11.20(木) ～ 11.21(金)	2日	司法研修所	30	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補 (74期以上)

(イ) 刑事分野

5	刑事基礎研究会	7.11.18(火)	1日	司法研修所	50	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補(76期以上)。 人員は、刑事基本研究会2(事実認定)と合計した人数である。
---	---------	------------	----	-------	----	---

(ウ) その他

6	ベーシック研修	詳細は別途発出する通知文書のとおり
---	---------	-------------------

イ 基本（主たる対象者は、右陪席）

(ア) 民事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
7	民事通常基本研究会	7. 10. 6(月) ～ 10. 7(火)	2日	司法研修所	40	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事又は特例判事補。判事については63期以下を想定するが、62期以上でも民事単独事件の経験年数が少ないなどのために民事単独事件の処理に課題を感じている者も参加可。
8	労働基本研究会	7. 11. 27(木) ～ 11. 28(金)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で労働訴訟事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補。人員は、労働実務研究会と合計した人数である。
9	建築基本研究会	7. 12. 11(木) ～ 12. 12(金)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。人員は、建築実務研究会と合計した人数である。

(イ) 刑事分野

10	刑事基本研究会1 (訴訟運営1)	7. 5. 26(月)	1日	司法研修所	40	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事又は特例判事補。判事については63期以下を想定するが、62期以上でも刑事単独事件の経験年数が少ないなどのために刑事単独事件の処理に課題を感じている者も参加可。
11	刑事基本研究会2 (事実認定)	7. 11. 18(火)	1日	司法研修所	50	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事又は特例判事補。判事については63期以下を想定するが、62期以上でも刑事単独事件の経験年数が少ないなどのために刑事単独事件の処理に課題を感じている者も参加可。人員は、刑事基礎研究会と合計した人数である。
12	刑事基本研究会3 (訴訟運営2)	8. 1. 21(水)	1日	司法研修所	40	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事又は特例判事補。判事については63期以下を想定するが、62期以上でも刑事単独事件の経験年数が少ないなどのために刑事単独事件の処理に課題を感じている者も参加可。

(ウ) 家裁分野

13	家事基本研究会 ※	7. 11. 4(火) ～ 11. 6(木)	3日	司法研修所	30	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補
14	少年基本研究会 ※	7. 9. 10(水) ～ 9. 12(金)	3日	司法研修所	50	家庭裁判所で少年事件を担当する判事又は判事補

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(エ) その他

15	ベーシック研修	詳細は別途発出する通知文書のとおり
----	---------	-------------------

ウ 実務（主たる対象者は、裁判長及び右陪席）

(ア) 民事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
16	金融・経済実務研究会	7. 10. 27(月) ～ 10. 28(火)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
17	医療実務研究会1	8. 2. 9(月) ～ 2. 10(火)	2日	司法研修所	80	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、医療基礎研究会1と合計した人数である。
18	医療実務研究会2	8. 2. 12(木) ～ 2. 13(金)	2日	司法研修所等	50	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、医療基礎研究会2と合計した人数である。
19	行政実務研究会	7. 9. 24(水) ～ 9. 26(金)	3日	司法研修所	60	高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、行政基礎研究会と合計した人数である。
20	労働実務研究会	7. 11. 27(木) ～ 11. 28(金)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で労働訴訟事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、労働基本研究会と合計した人数である。
21	建築実務研究会	7. 12. 11(木) ～ 12. 12(金)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、建築基礎研究会と合計した人数である。

(イ) 刑事分野

22	刑事実務研究会1	7. 6. 30(月) ～ 7. 1(火)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補
23	刑事実務研究会2	7. 10. 23(木) ～ 10. 24(金)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補

(ウ) 家裁分野

24	家事実務研究会 ※	7. 11. 5(水) ～ 11. 6(木)	2日	司法研修所	30	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補
----	--------------	---------------------------	----	-------	----	--------------------------

※ 全てのカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

エ 専門（主たる対象者は、テーマに対応した者）

(ア) 民事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
25	民事通常専門研究会1 (民事訴訟の諸問題1)	7. 9. 8(月) ～ 9. 9(火)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
26	民事通常専門研究会2 (争点整理)	7. 11. 14(金)	1日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
27	民事通常専門研究会3 (裁判手続のデジタル化) ※	7. 12. 4(木) ～ 12. 5(金)	2日	司法研修所	50	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事補
28	民事通常専門研究会4 (民事訴訟の諸問題2)	8. 2. 19(木) ～ 2. 20(金)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補

※一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(イ) 刑事分野

29	刑事専門研究会1 (裁判員)	7. 5. 1(木) ～ 5. 2(金)	2日	司法研修所	30	地方裁判所で新たに裁判長として裁判員裁判を担当する判事又はこれに準ずる者
30	刑事専門研究会2 (現代刑事法の諸問題 1)	7. 12. 1(月) ～ 12. 2(火)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補
31	刑事専門研究会3 (現代刑事法の諸問題 2)	未定	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補

(ウ) 家裁分野

32	家事専門研究会1 (後見) ※	7. 10. 1(水) ～ 10. 2(木)	2日	司法研修所	50	家庭裁判所で後見関係事件を担当する判事又は特例判事補
33	家事専門研究会2 (家事実務の諸問題)	7. 12. 16(火)	1日	司法研修所	40	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補

※ 全てのカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(エ) その他

34	外国司法専門研究会	未定	未定	司法研修所	未定	対象者は未定
----	-----------	----	----	-------	----	--------

(2) 導入系（新たな職務等に就いた際の研修）

ア 年次（対象者は、任官時等の節目の年次に到達した者）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
35	新任判事補研修1	7. 4. 24(木) ～ 4. 25(金)	2日	司法研修所	未定	令和7年3月に司法修習を終え、裁判官に任命された者（第77期司法修習終了者）
36	新任判事補研修2	7. 5. 12(月) ～ 5. 14(水)	3日	司法研修所	未定	令和7年3月に司法修習を終え、裁判官に任命された者（第77期司法修習終了者）
37	77期新任判事補フォロー アップ研修	7. 11. 11(火) ～ 11. 12(水)	2日	司法研修所	未定	令和7年3月に司法修習を終え、裁判官に任命された者（第77期司法修習終了者）
38	判事補基礎研究会	7. 6. 4(水) ～ 6. 6(金)	3日	司法研修所	未定	令和4年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者（第75期司法修習終了者）
39	判事任官者研究会	7. 7. 9(水) ～ 7. 11(金)	3日	司法研修所	未定	平成26年12月に司法修習を終えた判事（第67期司法修習終了者）
40	弁護士任官者研究会	7. 4. 3(木)	1日	司法研修所	未定	新たに弁護士から任官した、又は任官予定の判事又は判事補

イ ポスト（対象者は、所長、支部長、部総括等のポストに就任した者）

41	支部長研究会1 ※	7. 5. 19(月) ～ 5. 20(火)	2日	司法研修所	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者
42	支部長研究会2	7. 5. 23(金)	1日	司法研修所	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者
43	新任部総括裁判官研究会 1 ※	7. 6. 16(月) ～ 6. 17(火)	2日	司法研修所	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者
44	新任部総括裁判官研究会 2	7. 6. 20(金)	1日	司法研修所	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者
45	実務協議会（夏季）	7. 7. 17(木) ～ 7. 18(金)	2日	最高裁判所	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者
46	実務協議会（冬季）	8. 2. 5(木) ～ 2. 6(金)	2日	最高裁判所	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

ウ 役割（対象者は、特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
47	中堅判事研究会	7. 10. 20(月) ～ 10. 21(火)	2日	司法研修所	40	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事（おおむね58期から64期まで）
48	家裁実務研究会	7. 5. 29(木) ～ 5. 30(金)	2日	司法研修所	30	家庭裁判所上席の判事又は判事補
49	部総括裁判官実務研究会	7. 9. 18(木) ～ 9. 19(金)	2日	司法研修所	30	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に就任後一定期間を経過した者
50	法律実務教育研究会	8. 2. 26(木) ～ 2. 27(金)	2日	司法研修所	未定	法科大学院に派遣されている又は派遣される予定の判事又は判事補

(3) 基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
51	基盤研究会1	7. 6. 23(月) ～ 6. 24(火)	2日	司法研修所	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補
52	基盤研究会2	7. 7. 3(木) ～ 7. 7. 4(金)	2日	司法研修所	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補
53	基盤研究会3	7. 9. 29(月) ～ 7. 9. 30(火)	2日	司法研修所	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補
54	基盤研究会4	7. 10. 30(木) ～ 10. 31(金)	2日	司法研修所	50	地方裁判所又は家庭裁判所の部 総括判事等
55	基盤研究会5	7. 12. 18(木) ～ 12. 19(金)	2日	司法研修所	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補
56	基盤研究会6	8. 2. 24(火) ～ 2. 25(水)	2日	司法研修所	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補
57	ミニ基盤研修	詳細は別途発出する通知文書のとおり				

2 簡易裁判所判事の研修

(1) 裁判系（事件の分野別の研修）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
58	簡易裁判所判事 民事実務研究会	7. 10. 15(水) ～ 10. 16(木)	2日	司法研修所	30	簡易裁判所判事(司法修習終了者を除く)。 簡裁刑事実務研究会と通じて応募することができる。
59	簡易裁判所判事 刑事実務研究会	7. 10. 14(火) ～ 10. 15(水)	2日	司法研修所	20	簡易裁判所判事(司法修習終了者を除く)。 簡裁民事実務研究会と通じて応募することができる。

(2) 導入系（新たな職務に就いた際等の研修）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
60	新任簡易裁判所判事 導入研修	7. 8. 27(水) ～ 8. 29(金)	3日	司法研修所	未定	令和7年度に新たに簡易裁判所判事に任命された者(司法修習終了者を除く)。
61	新任簡易裁判所判事研修	8. 1. 26(月) ～ 2. 6(金)	10日	司法研修所 等	未定	令和7年度に新たに簡易裁判所判事に任命された者(司法修習終了者を除く)。 カリキュラムの一部を配属庁における研さん中に実施し、集合研修は約2週間とする。
62	簡易裁判所判事 基礎研究会1	7. 6. 12(木) ～ 6. 13(金)	2日	司法研修所	未定	令和5年度新任簡易裁判所判事研修の終了者
63	簡易裁判所判事 基礎研究会2	7. 9. 2(火) ～ 9. 3(水)	2日	司法研修所	未定	令和5年度新任簡易裁判所判事研修の終了者

3 調停官の研修

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
64	調停官研修	7. 10. 9(木)	1日	司法研修所	未定	令和7年10月に任命された調停官

第2 個別研究

1 司法研究

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
65	未定	未定	おおむね 1年 以内	司法研修所 等	若干	判事又は司法研修所長が委嘱する者

2 ミニ研究会

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
66	ミニ研究会	未定	1日 以内	実施庁	若干	実施庁の判事若しくは判事補又は司法研修所長が委嘱する者

3 各種調査・研究

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
67	各種調査・研究	未定	必要 な 期間	司法研修所 等	若干	判事若しくは判事補又は司法研修所長が委嘱する者

第3 派遣型研修

1 判事補

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
68	民間企業長期研修	7. 4. 1(火) ～8. 3. 31(火)	1年	未定	9	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補
69	日本銀行長期研修	7. 4. 1(火) ～8. 3. 31(火)	1年	日本銀行	1	
70	シンクタンク長期研修	7. 4. 1(火) ～8. 3. 31(火)	1年	21世紀 政策研究所	1	

2 判事又は特例判事補

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
71	国際刑事司法短期研修	未定 (年2回程度 を予定)	各1 か月 程度	国連アジア 極東犯罪 防止研修所	若干	判事又は特例判事補

3 判事

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
72	報道機関研修	7. 9. 24(水) ～ 11. 28(金)	うち 1～ 2 週間	朝日新聞社 共同通信社 産経新聞社 時事通信社 日経新聞社 日本放送協会 毎日新聞社 読売新聞社	18	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事
73	研究機関短期研修	未定	1週 間	理化学 研究所	2	